



令和 5 年 度

# 市 政 執 行 方 針

名 寄 市

はじめに	1
市政推進の基本的な考え方	1
令和5年度の予算編成	2
“市民と行政との協働によるまちづくり”	3
・市民主体のまちづくりの推進	3
・人権尊重と男女共同参画社会の形成	6
・情報化の推進	6
・交流活動の推進	7
・広域行政の推進	8
・効率的な行政運営	9
・恒久平和を願って	10
・自衛隊の体制維持・強化の推進	10
“市民みんなが安心して健やかに暮らせるまちづくり”	11
・健康の保持増進	11
・地域医療の充実	12
・子育て支援の推進	14
・地域福祉の推進	14
・高齢者施策の推進	15
・障がい者福祉の推進	16
・国民健康保険	17
“自然と調和した環境にやさしく快適で安全安心なまちづくり”	18
・環境との共生	18
・循環型社会の形成	18
・消防	19
・防災対策の充実	20
・交通安全	21
・生活安全	22
・消費生活の安定	22
・住宅の整備	22
・都市環境の整備	23
・上水道の整備	23
・下水道・個別排水の整備	24
・道路の整備	24
・地域公共交通	26
“地域の特性を活かしたにぎわいと活力のあるまちづくり”	26
・農業・農村の振興	26
・森林保全と林業の振興	29
・商工業の振興	30
・雇用の安定	31
・観光の振興	32
“生きる力と豊かな文化を育むまちづくり”	33
・幼児教育の充実	33
・高等学校教育の充実	33
・大学教育の充実	34
・生涯スポーツの振興	35
・地域文化の継承と創造	36

令和5年第1回名寄市議会定例会の開会にあたり、市政執行への私の基本的な考え方を申し上げ、議員各位をはじめ、市民の皆様のご理解とご協力をいただきたいと思います。

## **はじめに**

私が、市長として4期目の任を担わせていただいてから10カ月が過ぎました。

この間、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受け、市民の皆様には大変なご苦勞の中、ワクチン接種をはじめ、様々な感染予防対策にご協力いただき感謝申し上げます。

気候変動による地球温暖化防止のゼロカーボンへ向けた取組や、デジタル技術による社会変革（DX）、コロナ後の社会変革（アフターコロナ）など、時代の変革を大きな好機ととらえ、「市民が主体のまちづくり」を基本に施策や事業の着実な推進に努めてまいります。

## **市政推進の基本的な考え方**

市政推進の基本的な考え方を申し上げます。

令和5年度は総合計画（第2次）後期計画のスタートとなります。

総合計画の基本理念である「人づくり」「暮らしづくり」「元気づくり」の三つの理念を基本とし、前期、中期の計画を踏襲しつつ、人口減少・少子高齢化などに伴う諸課題、新たなニーズや現下の情勢への対応を進めてまいります。

また、すべての主要施策と、施策間連携により推進する重点プロジェクトでは、新たに「生涯活躍プロジェクト」を加えた、四つの重点プロジェクトに成果指標（K P I）を定め、取組の方向性を明らかにするとともに、数値目標の検証による進捗管理を行うことで実効性のある計画として取組を深化させてまいります。

今後、多くの市民の皆様とともにまちづくりを進めてまいりたいと考えていますので、一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

## **令和5年度の予算編成**

次に、令和5年度の予算編成について申し上げます。

本市の令和5年度各会計予算は、総合計画の将来像の実現に向けて、継続事業を中心とした様々な施策や事業を盛り込み、予算を編成いたしました。

主な事業では、南保育所を改築する認定こども園等整備事業、智恵文小中学校整備事業、給食センター改修事業、北3丁目通道路改良舗装事業などの道路新設改良事業、また、ソフト事業では、公共交通DX導入事業、地域通貨導入事業などを計上いたしました。

これにより、一般会計の予算案は、前年度の肉付け予算と比べ1.1パーセント減の237億5,572万4千円となりました。

また、5つの特別会計予算は87億9,069万3千円、企業会計予算は170億3,758万1千円、全会計の総額では495億8,399万8千円となりました。

なお、予算編成の主な財源として、財政調整基金で5億3,902万3千円、減債基金から4億円、公共施設整備基金で2億1,700万円を繰入し、収支の調整を図りました。

引き続き、限られた財源を有効活用し、行財政改革に取り組むとともに、財政規律を遵守し、健全な財政運営に努めてまいります。

## **“市民と行政との協働によるまちづくり”**

### **市民主体のまちづくりの推進**

次に、市民主体のまちづくりの推進について申し上げます。

市民主体のまちづくりを推進するため、まちづくりの理念や基本ルールを示した「名寄市自治基本条例」に基づき、市民と市との情報共有などを通じた、協働のまちづくりを進めてまいります。

次に、総合計画について申し上げます。

名寄市総合計画（第2次）の基本構想に定める基本理念、将来像の実現に向けて、令和5年度から4年間を計画期間とする後期基本計画を策定いたしました。

後期基本計画のダイジェスト版を作成し全戸配布するなど、市民周知にいっそう努めるとともに、重点プロジェクト及び主要施策の成果指標（KPI）の目標値達成に向けた取組を推進してまいります。

次に、地方創生について申し上げます。

国においては、総合戦略を「デジタル田園都市国家構想総合戦略」に改める方針を示しており、地方においても、地域の個性や魅力を生かした地域ビジョンを再構築し、地方版総合戦略の改訂に努めることが求められています。

本市の総合戦略は総合計画に包含されることから、名寄市総合計

画（第2次）後期基本計画策定に併せて、名寄市まち・ひと・しごと創生総合戦略についても、国の総合戦略に基づきデジタルの力も活用した取組を加えるとともに、計画期間や成果指標（KPI）などの見直し作業を行い、地方創生の加速化・深化を目指してまいります。

次に、コミュニティ活動の推進について申し上げます。

「協働のまちづくり」のための最も基本的なコミュニティである町内会については、継続した財政的支援のほか、課題解決アドバイス事業を実施し、未加入世帯の増加や役員の担い手不足などの課題解決に向けて取り組んでまいります。

さらに、小学校区域を基本に組織されている地域連絡協議会については、学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていくコミュニティスクールなどの他組織との連携や再編を検討し、地域コミュニティ組織の活性化を推進してまいります。

次に、広報・広聴事業について申し上げます。

多様な媒体を活用した行政情報の発信及び本市のプロモーション

について庁内連携を深め、より効果的な発信となるよう努めるとともに、本市の認知度向上や郷土愛の醸成にもつながるよう、SNSなどを活用した魅力発信に取り組んでまいります。

### **人権尊重と男女共同参画社会の形成**

次に、人権尊重と男女共同参画社会の形成について申し上げます。

市民一人ひとりが人権に配慮した行動をとることができるよう、引き続き、関係機関などとの連携による啓発を推進するとともに、相談事業を進めてまいります。

男女共同参画については、本年度スタートの「第3次名寄市男女共同参画推進計画」に基づき、性別にとらわれず、男女が互いに協力し合える社会の実現に向けた取組を進めてまいります。

### **情報化の推進**

次に、情報化の推進について申し上げます。

市民サービスの向上や行政運営の効率化を図るため、現在策定中の名寄市DX推進計画に基づき、庁内におけるDXでは、デジタル技術を活用した業務改善（BPR）を進めるとともに、国が示す標準化



システムへの移行や行政手続オンライン化を促進し、DX推進計画  
登載事業の実装に向けた取組を進めてまいります。

また、地域におけるDXでは、関係機関や関係団体との連携により、  
地域通貨事業を進めるほか、デジタルディバイド（情報格差）対策と  
して、デジタル弱者向けスマホ相談窓口の開設などに取り組んでま  
いります。

## 交流活動の推進

次に、交流活動の推進について申し上げます。

国内交流については、山形県鶴岡市、東京都杉並区との交流におい  
て、人的交流や特産品販売など様々な事業を通じて、互いの地域の魅  
力を発信し、相互交流による地域の活性化を推進してまいります。

ふるさと会については、<sup>ふるさと</sup>故郷訪問ツアーや会員拡大への支援、本市  
の情報提供などを通じ、各会の活動の充実が図られるよう支援して  
まいります。

国際交流については、姉妹都市カナダ国カワーサレイクス市リン  
ゼイへの交換学生の派遣や国際理解促進につながる様々な交流活動  
を支援してまいります。

また、台湾との交流では、中学生の派遣や農業青年の派遣・受入、教育旅行受入のほか、台湾国立<sup>ちゅうざん</sup>中山大学との多様な交流を通じて、異文化理解の促進や国際感覚豊かな青少年の育成、交流人口の拡大に努めてまいります。

次に、移住の推進について申し上げます。

名寄市移住促進協議会を中心に、ターゲットを絞った情報発信、移住体験ツアーの受入、移住者同士の交流の場づくりなど関係団体と連携しながら移住及び関係人口の創出・拡大に取り組んでまいります。

また、移住前後の幅広いサポート体制を整備するため、移住・定住コーディネーターの配置を進めるほか、東京圏からのU I Jターンの促進及び地方の担い手不足対策を目的とした移住支援事業についても、引き続き国・道と連携し取り組んでまいります。

## **広域行政の推進**

次に、定住自立圏について申し上げます。

本市と士別市を複眼型中心市とした13の市町村で形成する北・北

海道中央圏域定住自立圏については、「定住自立圏共生ビジョン」に基づき医療、介護、産業振興分野をはじめ、防災や物流分野など新たな広域連携事業を推進してまいりました。

人口減少の抑制が難しい中、自治体間連携はさらに重要なものになると考えていることから、施策・事業の成果指標（K P I）の達成状況などを検証し、「定住自立圏共生ビジョン」の必要な見直しを行いながら広域連携事業の着実な推進を図ってまいります。

### **効率的な行政運営**

次に、効率的な行政運営について申し上げます。

平成 29 年 4 月に策定した「第 2 次名寄市行財政改革推進基本計画」及び本計画を具体化する実施計画に基づき、効率的な行政運営に取り組んでまいりました。今後も本計画に基づき、時代に即した行財政改革に取り組んでまいります。

また、社会経済情勢の変化に柔軟かつ弾力的に対応していくために、職員の能力を最大限引き出すことができる効果的な人材育成手法の研究に努め、市民サービスの向上と効率的な行政運営の両立に努めてまいります。

## **恒久平和を願って**

次に、恒久平和に向けた取組について申し上げます。

本市においては「非核平和都市宣言」の趣旨にのっとり、これまで平和首長会議や日本非核宣言自治体協議会への加盟をはじめ、各種事業の実施や民間団体などが行う事業との連携を図るとともにウクライナ人道危機救援金の募集を行うなど、戦争のない世界平和を求めて取り組んでまいりました。

また、これまで取り組んできた事業の内容や資料などを市ホームページに掲載するなど情報発信を行うことで平和の尊さを市民と共有してきました。

今後も、核兵器の廃絶や恒久平和の実現を全市民共通の願いとして、様々な平和推進事業に取り組んでまいります。

## **自衛隊の体制維持・強化の推進**

次に、自衛隊の体制維持・強化の推進について申し上げます。

本市に所在する陸上自衛隊名寄駐屯地の拡充や自衛隊員の増強については、北海道自衛隊駐屯地等連絡協議会や名寄駐屯地増強促進

期成会などと連携し、各種の要望を行ってきたところです。

特に、昨年12月、新たな国家安全保障戦略、国家防衛戦略及び防衛力整備計画の3文書が閣議決定されました。これらの3文書も踏まえ、今後も関係機関との連携を図り、名寄駐屯地の役割や必要性、自衛隊との共存共栄によるまちづくりの推進など、国の動向を注視しながら、自衛隊の体制維持・強化の推進に努めてまいります。

また、本市における自衛隊の活動を応援する名寄市自衛隊後援会などについても引き続き支援してまいります。

## **“市民みんなが安心して健やかに暮らせるまちづくり”**

### **健康の保持増進**

次に、健康の保持増進について申し上げます。

健康づくりの推進については、名寄市健康増進計画「健康なよろ21（第2次）」の目標達成に向け、特定健診や各種がん検診の受診率向上を図り、生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底、乳幼児期から高齢期まで生涯を通じた健康づくりを推進してまいります。

また、本計画が最終年度となることから、次期計画の策定に向けて作業を進めてまいります。

母子保健対策の推進については、国が創設した「出産・子育て応援交付金」を活用し、相談支援と経済的支援を一体的に行い、子どもが健やかに生まれ育ち、安心して子育てができるよう、妊娠・出産期からの切れ目ない支援体制の拡充を進めてまいります。

感染症対策の推進については、新型コロナウイルスワクチンについて、市内医療機関などと連携のもと、接種を進めています。今後も希望される方が円滑に接種を受けられるよう、適切な体制の整備に努めてまいります。

また、予防接種や感染症予防に関する正しい知識の普及啓発を図るとともに、国・道の動向を注視し、迅速な対応に努めてまいります。

## **地域医療の充実**

次に、地域医療の充実について申し上げます。

病院事業については、北海道医療計画に定める地域医療構想に沿って、主に市立総合病院では救急及び急性期医療、東病院では慢性期医療を担い、市民はもとより圏域の住民が住み慣れた地域で安心して適切な医療が受けられるよう、引き続き、診療体制の維持と経営基盤の安定に努めてまいります。

市立総合病院については、救急や周産期・小児医療機能を維持するほか、手術室の増改修事業の着工、国における新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更に伴う政策・措置の見直しに対応した医療提供体制の構築、関連医療機関等との連携システムの拡大など、一層の体制強化に取り組んでまいります。

併せて、診療報酬改定への対応による増収策とベンチマークを活用した経費節減策などに努める一方、医師をはじめとした医療従事者の働き方改革の制度化を順次進めてまいります。

東病院については、指定管理者と連携を図りながら、より効率的な経営に努めるとともに、老朽化した施設・設備への対応について検討を進めてまいります。

また、「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」に基づいた経営強化プランについては、従来の「新名寄市病院事業改革プラン」をもとに、医療従事者の確保と働き方や新興感染症の感染拡大時の対応の視点も含めた内容とし、必要となる経営強化の取組について策定します。

医療圏域内の各医療機関のあり方もさらに変化していくことが予測されるため、地域医療連携推進法人「上川北部医療連携推進機構」

による事業推進を強化しつつ、必要な医療スタッフの充実に努め、求められる医療提供体制の実現を目指してまいります。

### **子育て支援の推進**

次に、子育て支援の推進について申し上げます。

認定こども園などの整備については、本体工事が本年11月に完成する予定となっています。認定こども園が多くの市民に親しまれる施設となるよう、昨年11月に愛称を公募し、愛称選考委員会において、「あいあい」に決定したところであり、令和6年春のオープンに向けて取り組んでまいります。

また、こどもの遊び場「にこにこらんど」については、昨年12月に大型遊具を増設し、リニューアルオープンをいたしました。小学生の利用促進につながるものと考えており、より一層、安全面に配慮し、気軽に利用していただける施設となるよう委託している事業者と連携を図り運営してまいります。

### **地域福祉の推進**

次に、地域福祉の推進について申し上げます。



地域福祉については、第3期名寄市地域福祉計画の基本目標である「市民みんなが安心して健やかに暮らせるまちづくり」に基づき、子ども、高齢者、障がい者など、すべての市民がお互いに支えあいながら生活していける「自立と共生」の地域社会づくりを進めてまいります。

また、災害対策については、災害の発生に備え防災担当と連携し、福祉関係事業所における災害対策に関する計画や避難行動要支援者に関する個別計画などの取組を進めてまいります。

## **高齢者施策の推進**

次に、高齢者施策の推進について申し上げます。

高齢者福祉の充実については「名寄市第8期高齢者保健医療福祉計画・介護保険事業計画」に基づき事業の推進を図るとともに、高齢者の方々が可能な限り、住み慣れた地域において自分らしい生活を続けることができるよう、地域包括ケアシステムの深化・推進に向け取組を進めてまいります。

また、第8期計画が最終年度となることから、第9期計画の策定に向けて、市民ニーズの把握に努めるとともに、関係する機関や団体

などの協力をいただきながら作業を進めてまいります。

健康づくりと介護予防の推進については、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援を行うため、地域の健康課題を把握しながらフレイル予防の普及啓発活動や生活機能向上に向けた支援などを関係機関と連携して取り組んでまいります。

認知症施策の推進については、地域や職域において認知症の人と家族を支えるサポーターの養成に向けた講座を引き続き実施するとともに、「認知症カフェ」などを通じ広く市民全体が認知症について理解を深めることができるように取り組んでまいります。

喫緊の課題である介護職員の確保・業務の効率化については、介護職員初任者研修及び実務者研修受講費用の助成、資格保持者に対する就職支度金の助成を継続するとともに、介護現場におけるICTの活用をはじめとした業務効率化に取り組むなど、介護職員の定着・確保に向けた対策事業に取り組んでまいります。

## **障がい者福祉の推進**

次に、障がい者福祉の推進について申し上げます。

障がい者が住み慣れた地域で安心して生活を営むことのできる

「自立と共生の地域社会づくり」を目指し、「第3次名寄市障がい者福祉計画」、「第6期名寄市障がい福祉実施計画」に基づき、円滑な福祉サービスの提供に努めてまいります。

また、第6期計画が最終年度となることから、障がい福祉行政及びサービス提供体制に関する検討を行い、第7期計画の策定を行ってまいります。

基幹相談支援センターについては、様々な障がいに関する相談を受け、関係機関と連携を図りながら、子どもから大人まで継続したサービスの利用が受けられるよう、支援体制の推進に努めてまいります。

また、障がい者の高齢化・重度化や親亡き後も見据え、障がい児や障がい者が、住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるよう、定住自立圏共生ビジョンにおいて広域利用を推進している「地域生活支援拠点等」の仕組みを活用し、様々な支援を切れ目なく提供してまいります。

## **国民健康保険**

次に、国民健康保険について申し上げます。

国保の財政運営においては、保険税収の減少や基金活用が見込めないため、北海道に納付する納付金の財源が確保できない状況となっています。

今後、国保財政の安定的な運営を図るため、加入者の負担に十分配慮した適正な税率設定について、運営協議会の意見などを踏まえながら、納付金の財源が速やかに確保されるよう検討してまいります。

## **“自然と調和した環境にやさしく快適で安全安心なまちづくり”**

### **環境との共生**

次に、環境との共生について申し上げます。

深刻さを増す地球温暖化問題に対応するため、市民への啓発とともに、公共施設の省エネルギー化を推進するなど、CO<sub>2</sub>削減に向けた取組を進めてまいります。

また、本市のポテンシャルを生かした再生可能エネルギーの導入について、民間事業者と連携し進めてまいります。

霊園、墓地、火葬場などの施設については、利用される方が安らぎを感じる環境空間となるよう努めてまいります。

## **循環型社会の形成**

次に、循環型社会の形成について申し上げます。

循環型社会の形成に向け、再生資源集団回収事業をはじめ、段ボールコンポストの普及や適正な分別方法の周知啓発、再資源化などの取組を進めてまいります。

さらには、環境衛生推進員協議会との協働による清掃週間や分別指導のほか、効率的なごみの収集・処理事業を推進してまいります。

名寄地区衛生施設事務組合における次期一般廃棄物中間処理施設整備関係では、本年、実施設計・施工一括での工事発注を予定しています。昨年に引き続き、本年7月までの工期で実施している旧清掃センターの解体工事とともに、進捗状況などについて市民の皆様にご随時周知を図ってまいります。

## **消防**

次に、消防について申し上げます。

近年、全国各地で自然災害が発生しており、北海道内でも地震、水害、暴風雪による停電などの災害が身近に感じられるなか、新型コロナウイルスの感染が国内で初めて確認されてから3年となりますが、

市民の不安も依然として高く消防に向けられる期待は、より一層高まっています。

このことから、「市民が安全・安心を実感できるまちづくり」と「持続可能な消防体制」の実現に向け、消防力の強化と組織体制の充実を図るため、導入から26年経過した消防車の更新を行い、消火活動の安定と強化を進めてまいります。

救急・救助体制では、北海道消防学校や各種研修への参加、関係機関との合同訓練などを通じて知識、技術の習得と連携強化を図り充実した体制を構築してまいります。

また、地域防災力の中核となる消防団については、多様な広報手段を用いて新規消防団員の加入を促進するとともに、研修、訓練を通じて人材育成と強化に努めてまいります。

住宅防火安全対策については、住宅用火災警報器の維持管理と設置率向上、防災製品の普及について積極的な広報活動を展開し、人的被害ゼロの実現に向けて地域全体の防火意識の高揚を図ってまいります。

## **防災対策の充実**

次に、防災対策の充実について申し上げます。

近年、全国各地で甚大な被害をもたらしている自然災害に対する防災対策については、「減災」の考え方にに基づき、国の「水防災意識社会再構築ビジョン」の取組を推進するとともに、関係機関と連携した防災・減災の取組を推進してまいります。

さらに、自助及び地域の共助力の向上を柱とした取組から、住民の防災意識の高揚を図り、自主防災組織の設立や活動支援及び防災リーダーの育成に努めるとともに、防災資機材や食料などの備蓄品について、計画的な整備を進めてまいります。

## **交通安全**

次に、交通安全対策について申し上げます。

本市における昨年の交通事故は、一昨年に比べ微増となっており、引き続き、事故の根絶に向け、関係機関や団体との連携による取組を進めてまいります。

また、幼児や児童、高齢者を対象とした交通安全教室や夜光反射材の配布など、事故被害防止に向けた取組を進めてまいります。

## **生活安全**

次に、生活安全対策について申し上げます。

犯罪のない安全で安心な地域づくりを目指し、地域住民や関係機関・団体と、犯罪防止に関する情報の共有を図るとともに、防犯対策の強化や防犯意識の高揚を図ります。

## **消費生活の安定**

次に、消費生活の安定について申し上げます。

「悪質商法」や「架空請求詐欺」などの消費者被害の防止に向け、引き続き積極的な啓発活動を行うとともに、相談員の資質向上に努めてまいります。

## **住宅の整備**

次に、住宅の整備について申し上げます。

公営住宅の整備については、「名寄市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、瑞生団地は建て替え工事を、緑丘第1団地は5号棟の長寿命化工事を実施し、そのほか既存団地の住宅設備などは、計画的な修繕により居住環境の維持に努め、安全安心な市営住宅を供給してま



います。

民間住宅の整備については、木造住宅の耐震化への支援として、耐震診断及び耐震改修費用の一部を助成し、地震に対する安全性の向上を図ってまいります。

### **都市環境の整備**

次に、都市環境の整備について申し上げます。

都市公園については、魅力ある安全・安心な憩いの場の提供に向け、浅江島公園や大学公園などの老朽化した公園施設の改修・更新に努めてまいります。

### **上水道の整備**

次に、水道事業について申し上げます。

安全・安心な水道水を安定供給するために、老朽管更新事業として5路線を更新し、併せて給水区域内の漏水調査と配水管洗浄作業、及び浄水場設備の更新を実施してまいります。

また、配水管網整備事業として1路線を整備し、第2期拡張事業については、計画に沿って自衛隊地区への配水管整備を進めてまい

ります。

## **下水道・個別排水の整備**

次に、下水道・個別排水事業について申し上げます。

下水道事業については、公共下水道ストックマネジメント計画に基づき、下水道施設の改築更新を引き続き進めてまいります。

個別排水事業については、農村部における快適な生活環境向上のため、合併浄化槽 10 基の設置工事を予定しています。

## **道路の整備**

次に、道路整備について申し上げます。

未改良である生活道路整備のため、社会資本整備総合交付金や都市構造再編集中支援事業費補助により整備を進めている北 3 丁目通、南 10 丁目右仲通、西 3 条仲通及び徳田 18 線緑丘連絡線のほか、新規路線の事業着手に向け、国への予算要望を進めてまいります。

市単独費による整備については、舗装路面の老朽化が進行している東 5 号線、風連 26 線及び風連東 4 号線の 3 路線の舗装改築工事を行い、安全で円滑な道路空間の確保に努めてまいります。

橋梁については、名寄市橋梁長寿命化修繕計画に基づき、令和 12 年度までに修繕を計画している橋梁のうち、「風連駅<sup>こせんきょう</sup>跨線橋」を含む 3 橋の修繕工事を実施するほか、「吉岡橋<sup>よしおかはし</sup>」の実施設計及び 25 橋の近接目視点検を行い、引き続き利用者の安全確保に努めてまいります。

次に、市道の除排雪について申し上げます。

市道の除排雪については、令和 5 年度においても、新雪除雪のほか、積上げ除雪の実施や幹線道路の複数回の排雪とともに交差点のカット排雪を実施し、冬季の安全・安心な道路空間の確保に努めてまいります。

また、除排雪システムの導入により、除雪車両の位置情報や危険箇所などの最新情報を把握し、オペレーター、事業者、市が共有することで、作業の効率化など市民サービスの向上につながるよう努めてまいります。

除排雪助成事業については、除排雪業務の担い手育成・確保に対する支援や排雪ダンプ助成事業、市道及び私道<sup>わたくしどう</sup>除排雪助成事業の実施など、関係機関と連携を図りながら、引き続き市民の満足度が高まるよう、市民との協働による除排雪事業を進めてまいります。

## **地域公共交通**

次に、地域公共交通について申し上げます。

鉄道については、国において、J R 北海道への支援が継続されており、道内においては、令和3年度から令和5年度を計画期間とする第2次アクションプランに基づき、宗谷本線など8線区を維持・活性化・利用促進するための取組が進められています。

今後も、持続的な鉄道網の確立に向け、北海道や各沿線自治体などと連携を密にし、宗谷本線活性化推進協議会としての取組を継続してまいります。

路線バスについては、人口減少や交通体系の多様化により利用者が減少傾向であり、名寄市地域公共交通活性化協議会において、新たな交通モードの形態やあり方の議論を進めてまいります。

## **“地域の特性を活かしたにぎわいと活力のあるまちづくり”**

### **農業・農村の振興**

次に、農業・農村の振興について申し上げます。

はじめに、「第2次名寄市農業・農村振興計画」については、令和5

年度からの後期4年間の実施計画がスタートし、計画に基づき地域の特色を生かした持続可能な農業と豊かで活力ある農村を目指し施策を推進してまいります。

次に、収益性の高い農業経営の確立について申し上げます。

米政策については、水田活用の直接支払交付金制度の要件見直しに対応し、交付対象水田として維持するため<sup>でんぼた</sup>田畑輪換体系の確立や、畑地化後の収益性向上を図るため、堆肥連用による土づくりなど地力増進へ向けた取組を推進してまいります。

薬用作物振興では、機械化による作業の負担軽減、栽培技術の確立や培養苗の供給に向けて関係機関・団体や製薬会社と連携し推進してまいります。

食肉センターについては、と畜場の利用増加に伴い残渣処理が増大していることから、焼却処理能力の向上を図るための施設整備を実施し、安定した施設運営を図ってまいります。

次に、多様で持続可能な農業経営の促進について申し上げます。

農業法人化については、引き続き複数戸による法人設立支援や情

報提供などに努め、地域における中核的な担い手の確保に取り組みます。

次に、農業の担い手の育成と確保について申し上げます。

新規就農の育成については、後継者の安定的な経営継承に向け、引き続き J A と協調して支援を行うとともに、省力化に対する支援など、内容を拡充し取り組んでまいります。新規参入の確保については、移住施策と連携し募集活動を行い、自営や雇用就農など多様な形態による新規就農につながるよう取り組んでまいります。

次に、人と自然にやさしい農業の推進について申し上げます。

環境にやさしい持続可能な農業・農村の構築については、化学肥料の低減など環境保全効果の高い農業を推進してまいります。

有害鳥獣対策では、名寄市有害鳥獣農業被害防止対策協議会を中心として、引き続き捕獲による被害防止の取組と担い手の育成に取り組むほか、ヒグマの出没情報提供による注意喚起や電気柵の設置など、予防と安全対策を関係機関と連携して取り組んでまいります。

次に、豊かさと活力ある農村の構築について申し上げます。

食育推進については、本市の特性を活かし地産地消や食への関心を高めていくため第4次名寄市食育推進計画の目標達成に向け、関係機関や団体とともに取り組んでまいります。

### **森林保全と林業の振興**

次に、森林保全と林業の振興について申し上げます。

森林については、地球温暖化の抑制など多面的機能を有する貴重な財産として、名寄市森林整備計画に基づき、健全な森林資源の維持・造成を推進してまいります。

市有林については、間伐や伐採及び植林を計画的に推進し、自然環境と市有財産の保全に努めてまいります。

わたくしゆりん  
私有林については、国や道の補助制度を有効に活用した森林所有者の負担軽減などにより、関係機関と連携し計画的な森林整備を推進してまいります。

また、森林環境譲与税を活用し、林業機械や人材育成・担い手確保などに対する支援を継続してまいります。

## 商工業の振興

次に、商工業の振興について申し上げます。

商工業の振興を図るため、本市の中小企業振興に係る基本理念や役割などを定めた中小企業振興条例に基づき、市の制度融資や企業活力強化への支援など、地域循環型経済の構築を図る取組を推進するほか、地域経済を牽引する事業者への施策を継続してまいります。

また、ウィズコロナ、アフターコロナの社会経済情勢に対応していくと同時に、原油価格・物価高騰の影響を受ける地域経済の再生と活性化を図るため、引き続き、国や道の施策を注視しながら、「産官金連携なよろ経済サポートネットワーク」を通じて市内経済団体や金融機関と連携し、適宜、必要かつ持続可能な対策を講じてまいります。

市民から好評をいただいている住宅改修事業「ずっと住まいる応援事業」については、庁内検討会議における議論や市内住宅関連団体からの要望、さらには名寄市中小企業振興審議会のご意見を踏まえ、要綱に規定する最長4年間の延長をし、現行の加算項目の見直しや新たな加算項目の創設などにより市民が安心して住み続けられる住環境の整備及び住宅関連産業を中心とした地域経済の活性化及び人材育成を推進してまいります。



王子マテリア株式会社名寄工場生産品集約に係る敷地利活用については、引き続き「再生可能エネルギー」「物流・防災拠点」「I o T」を3つの柱に、事業の具現化へ向けて進めてまいります。

## **雇用の安定**

次に、労働関係について申し上げます。

ハローワークなよろ管内の雇用情勢は、求職者に対し求人数が上回る状況が継続しており、あらゆる分野において人材確保は喫緊の課題です。

人材の育成・確保に関して、中小企業振興条例に基づく支援メニューのさらなる周知及び利用促進に努めるほか、国の制度に基づく特定地域づくり事業への支援などにより、安定的な雇用環境と人材の育成・確保に向けた取組を推進してまいります。

王子マテリア株式会社名寄工場生産品集約に係る雇用対策については、離職を余儀なくされた従業員が安心して地元で就職し、名寄で暮らし続けられるよう引き続き支援を行います。

大学・高校などの卒業生の就職支援については、職業体験や企業説明会などをハローワークをはじめ、関係団体と連携して実施し、新規

学卒者の地元定着につなげるための施策を推進してまいります。

## **観光の振興**

次に、観光の振興について申し上げます。

2年目となる「名寄市観光振興計画（第2次）」に基づき、「ウィズコロナ」から「アフターコロナ」へと回復の段階に応じて、天塩川でのカヌー体験やさらなるキャンプ需要が見込まれるふうれん望湖台自然公園など自然を生かしたアウトドア観光の推進のほか、冬季スポーツや自転車などNスポーツコミッションと連携したスポーツツーリズムの推進などを重点的に取り組めます。

また、市民の皆様には本市の観光資源の魅力を改めて知っていただき発信していただくなど、市内での観光消費額や市内宿泊者数、名寄市認知度向上の目標達成を目指し、地域経済の活性化を図ってまいります。

ピヤシリスキー場については、今シーズンからツリーランエリアを開放したほか、バックカントリスキーの可能性を図るモニターツアーを実施するなど、来るべきインバウンド需要の回復も見据え、新たな魅力創造に努めています。

また、昨年、温浴施設を改修しリニューアルオープンしたなよろ温泉サンピラーについては、集客力の向上が期待され、ウィンターシーズンの誘客のみならず、夏の合宿やグリーンシーズンの観光需要の掘り起こしに努めてまいります。

## **“生きる力と豊かな文化を育むまちづくり”**

### **幼児教育の充実**

次に幼児教育の充実について申し上げます。

幼児教育については、各施設への支援を充実させ安定した運営のもと、幼児教育の質の向上と保護者が安心して預けることのできる環境や、園児を安定して受け入れることのできる体制づくりを支援してまいります。

### **高等学校教育の充実**

次に、高等学校教育の充実について申し上げます。

今年4月の再編統合により設置される新名寄高校への支援については、北海道教育委員会と連携し、地域一体となって支援体制の構築を図ってまいります。

特に、新名寄高校に導入が予定されている学校運営協議会と連携し、地域とともにある学校づくりの充実を目指してまいります。

また、名寄産業高校については、在校生の卒業に伴いキャンパスの使用が廃止となりますので、今後の利活用について北海道と連携し検討・協議してまいります。

## **大学教育の充実**

次に、名寄市立大学について申し上げます。

名寄市立大学では、大学設置基準に基づきFD活動（ファカルティ・デベロップメント）及びSD活動（スタッフ・デベロップメント）を推進するためFD・SD委員会を置き、各種研修を実施しています。これは、組織的な研修・研究の実施を通じて、教員の教育及び研究力量の向上を図ること、また、教職員の研修を通じて、能力・資質の向上を目指すとともに、教育研究活動などの適切かつ効果的な運営を図ることを目的としています。

昨年4月には、新規に配属となった教職員を対象に本学教員が講師となり大学の特色ある教育について新任教職員研修を行い、8月と11月には、学外から講師を招き教育活動を適切で効果的な運営を図

るべく、教育方法に関する研修を実施しています。

また、本年2月には、大学教育の質保証と大学組織の評価のあり方について外部講師によるWEB研修を実施しました。

今後とも年次的な研修を実施し、教職員の資質向上に努めてまいります。

令和5年度からの3年間は、将来構想の最終期にあたることから、前期、中間期の検証結果を踏まえ最終年のビジョンを見据えて将来構想を着実に推進してまいります。

また、大学院設置に係る検討を将来構想期間中の設置に向けて取り組んでまいります。

今後も、地域に根ざした教育活動の展開、名寄市立大学の特色と専門性を活かした学びの提供と学生確保を継続するべく、各種取組を進めてまいります。

## **生涯スポーツの振興**

次に、生涯スポーツの振興について申し上げます。

スポーツ施設の整備では、利用促進を図るため、名寄市スポーツセンターのトレーニング機器整備や、市営テニスコート、ピヤシリシャ

ンツェ、なよろ健康の森の施設整備などを行い、市民に快適なスポーツ・運動環境を提供してまいります。

スポーツ振興事業では、国の調査において、特に20代から50代までの運動実施率が低いことが課題となっていることから、スポーツ・運動による健康づくり事業を推進し、スポーツによるまちづくりを実現していきます。

また、昨年、設置されたスポーツ団体組織統合検討会議で、将来を見据えた持続的なスポーツ振興が図れるよう、市内スポーツ協会とNスポーツコミッションの組織統合に向けた話し合いを、継続的に進めてまいります。

スポーツ合宿推進事業では、引き続き、本市が冬季スポーツの拠点となるべく、関係団体との連携を図りながら、本市スポーツ施設などを有効に活用して、幅広いスポーツ合宿・大会誘致を展開できるよう努めてまいります。

## **地域文化の継承と創造**

次に、地域文化の継承と創造について申し上げます。

市史編さん事業では、名寄市史（新市版）の発刊に向けて、これか

らも市民の皆様には資料の提供をお願いしながら、地域の特色を客観的視点でとらえた新しい名寄市史の編さんを進めてまいります。

以上、市政執行に対する私の所信と基本的な考え方を申し上げました。

市議会議員の皆様、並びに市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます、令和5年度の市政執行方針といたします。